

## 【評価の要旨】

- 課題6 - 1 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充
- 課題6 - 2 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充
- 課題6 - 3 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化
- 課題6 - 4 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO 等との知的連携の強化

### (1) 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

地球温暖化問題が深刻化すると共に、感染症、水資源、人口等の地球規模問題についても、国際社会が直ちに協調して対応を強化しなければならない課題であるとの認識が一層高まった。特に、地球温暖化問題に関しては、京都議定書が2005年2月に発効することとなり、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)等京都メカニズム案件への積極的な対応が求められる状況となった。

近年多発する地域・国内紛争やテロが国際社会の安定と平和に重大な影響を及ぼしているとの認識が急速に高まるとともに、紛争の様々要因に包括的に対処することが重要との認識から、2003年8月に改定されたODA大綱の重点課題に「平和の構築」が加えられ、紛争予防から紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援などを含めた、平和構築のための支援を継ぎ目なく機動的に行うことが盛り込まれた。

また、周辺国に甚大な被害をもたらした2004年12月のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害も踏まえ、2005年12月、我が国は「防災イニシアティブ」を発表した。

### (2) 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

下記のとおり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたり、年間事業評価において指摘の、

- ・ 地球温暖化・酸性雨対策への取り組みにあたっての我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの活用促進に更に努めていく必要があること、

に留意すべきである。

- 本行は業務戦略に則り、再生可能エネルギー等温室効果ガス抑制や酸性雨対策に資する案件への支援を行うとともに、京都議定書の発効の可能性を踏まえつつ、京都メカニズム関連への対応を強化し、日本の温暖化ガス削減目標の達成に向けて、我が国の多数の民間企業等とともに、日本温暖化ガス削減基金へ出資参加を行った。その他の地球規模問題に関しても、国際社会において重要性が高まった、水問題への対応、HIV/エイズ等感染症対策、人口問題等への取り組みを強化した。
- 加えて、平和構築に関しては、イラク復興支援のための調査や、スリランカ、フィリピン(ミンダナオ島)等での小規模インフラ整備、基礎的サービスの支援等、平和の持続・定着に向けた取り組みを行った。

### (3) 業務戦略の妥当性と今後の方向性

上記(1)のとおり、地球温暖化問題やその他の地球規模問題の深刻化を受け、これらへの取り組み強化を求める国際的な認識が一層高まってきていることを踏まえれば、現行業務戦略は概ね妥当な内容であると考えられるが、平和構築、防災など、新たに対応すべきと考えられる事象が生じている。

業務戦略の見直しに向けた、今後の方向性の検討にあたっては、地球温暖化対策に関し、2005年2月の京都議定書の発効により、京都メカニズム案件へのより積極的な対応が求められること、HIV/エイズに加えSARS等の感染症、水資源問題など地球規模問題は益々多様化・深刻化していること、地域・国内紛争、テロの深刻化を受け、平和構築が国際社会共通の新たな開発課題となっていること、甚大な被害をもたらした2004年12月のスマトラ沖大地震・インド洋津波への対応に国際社会が取り組み、日本もイニシアティブをとっていること等について、特に留意する必要がある。また、上記(2)の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきものと考えられる。

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

地球温暖化問題への対応の拡充

その他の地球規模問題への対応の強化

平和構築への貢献

災害への対応

## 【評価の本文】

### 1. 業務戦略上の課題および業務戦略策定時の基本認識(2002年3月時点)

#### < 業務戦略上の課題 >

- 課題6 - 1 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充
- 課題6 - 2 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充
- 課題6 - 3 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化
- 課題6 - 4 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等との知的連携の強化

#### < 基本認識 >

上記課題設定の前提となる業務戦略策定時(2002年3月)の本事業分野に関する基本認識は以下のとおり。

#### (1) 増加が懸念される二酸化炭素排出量および酸性雨の原因となるSO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>の状況

地球温暖化の要因の大半を占める二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量について、そのうち、開発途上国によるものは、1995年の86億トンから1996年には120億トンに増加している。特に、中国及びインドがそれぞれ34億トン、10億トンを占めており、米国(53億トン)や日本(12億トン)の年間排出量に比肩するものとなっているとともに、一層の増加が懸念される。また、酸性雨の原因となる硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の排出量について、アジアの主要都市(注)における排出量は、平均でそれぞれ73μg/m<sup>3</sup>、57μg/m<sup>3</sup>となっており、特に重慶における硫黄酸化物の排出量は340μg/m<sup>3</sup>、北京における窒素酸化物の排出量は122μg/m<sup>3</sup>で、世界保健機構(WHO)のガイドラインを大幅に超えている。

(注) ここでいう主要都市に含まれるのは、上海、重慶、北京、ボンベイ、カルカッタ、デリー、クアラルンプール、マニラ、バンコク(但し、NO<sub>x</sub>については、クアラルンプールとマニラを除く)。

#### (2) 二酸化炭素等の排出抑制に向けた対応強化

開発途上国における二酸化炭素および硫黄酸化物・窒素酸化物の排出量の増加は、開発途上国のみならず、地球温暖化、酸性雨といった現象を通じ、我が国にも重大な影響をもたらすものであり、これらの排出を抑制することが必要と考えられる。これらの排出の抑制につながる事業への支援等を通じ、地球温暖化・我が国における酸性雨問題の影響の緩和を目指す必要がある。

### (3) 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化

感染症、人口問題等の地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題についても、今後、我が国としての積極的な貢献が求められると考えられることから、これらへの対応を強化していく必要がある。また、本行として支援の経験のある感染症・人口問題への対策については、引き続き実施していく。

## 2. 業務戦略実施期間中の事業環境(2002～2004年度)

### (1) 地球温暖化問題の深刻化

地球温暖化問題は深刻さを増しており、国際社会において一層緊要な課題となった。

日本も2002年に批准した京都議定書が、これまで発効に至らない状況が続いたが、2004年11月のロシアの批准により、2005年2月に発効することとなった。同議定書において、日本は第1約束期間(2008年～2012年)に温室効果ガスの総排出量を1990年比6%削減する約束を掲げており、地球温暖化を防止するとともに、我が国の産業活動維持のために重要な排出権を確保するため、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)(注)等京都メカニズム案件に対する積極的な対応が一層求められる状況となった。

(注) クリーン開発メカニズム(CDM): 温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国が、数値目標が設定されていない開発途上国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

共同実施(JI): 温室効果ガス排出量削減の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいて得たクレジットを自国の排出量削減に用いる制度。

### (2) 水資源、感染症等の地球規模問題への対応の必要性の高まり

HIV/エイズやSARS等の感染症、水資源、人口、食料等の地球規模問題も深刻化し、開発途上国における持続可能な開発を実現する上での大きな課題であるとして、国際社会における注目が高まった。2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」では、開発途上国の貧困撲滅に加え、これらの地球規模問題への対応を通じた持続可能な開発に対する国際的な支援が表明された。また、2003年の第3回世界水フォーラムでは、持続可能な開発を実現する上での水資源問題の重要性と国際的な支援の必要性が強調された。

### (3) 新たな開発課題である平和構築

冷戦後の国際社会において、地域・国内紛争やテロが多発し、これらが国際社会の安定と平和に重大な影響を及ぼしているとの認識が急速に高まった。紛争防止から紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援などを含めた、平和構築のために継ぎ目なく機動的な支援を行うべく、ODA大綱では、新たに「平和の構築」が重点課題の一つとして盛り込まれた。

### (4) 甚大な被害をもたらした災害への対応

2004年12月に発生したスマトラ沖大地震およびインド洋津波被害に見られるように、災害は国境を越

えたレベルでの甚大な被害をもたらすものである。2005年1月の国連防災会議では、小泉総理より「防災協力イニシアティブ」が発表され、緊急支援(復旧)だけでなく、中長期的な復興・再開発や災害防止・予防といった各段階に応じた包括的かつ一貫性のある取り組み等が示された。

### 3. 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

業務戦略上の課題への取り組み状況および事業環境を踏まえた業務運営の状況は下記のとおりであり、総じて業務戦略上の各課題の達成に向けた対応がなされたと認められるものの、今後の業務戦略の見直しにあたっては、年間事業評価において指摘の以下の点に留意すべきである。

- ・ 「開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充(課題 6-1)に関し、日本の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件への支援の実績が 2003 年度は計画を下回ったが、日本が有する優れた環境・省エネ技術を活用した地球温暖化対策の推進は重要であり、今後、日本企業等とも連携し、一層の活用促進に努めていく必要があること。

#### 取り組み状況、達成状況 .....

##### (1) 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充(課題 6-1)

本行は地球温暖化対策として、再生可能エネルギー事業や森林保全事業等温室効果ガス排出抑制・吸収に資する案件への支援を行った。また、酸性雨対策として、中国で石炭からクリーンなエネルギーである天然ガスへの転換を促進する大気改善事業等への支援を行った。

特に、京都メカニズム案件への取り組みとしては、本行が出資参加する世銀炭素基金(PCF)から、日本の政策金融機関として初めて排出クレジットとして5,640トン(注)を獲得した。また、エジプトでの風力発電事業は、我が国 ODA 初の CDM プロジェクトとしての認定を目指しており、今後の円借款を活用した CDM 案件組成のモデル事業として位置づけられている。

(注) 第3者認証機関に認証されたものであり、これを温室効果ガス削減目標達成に用いるには、CDM 理事会によってクレジットが発行される必要があり、そのための手続きが行われる予定。

我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件への支援の実績は 2003 年度は低調であったが、これは受け入れ国政府の政策変更や日本企業の参加取りやめ等によるものであった。

また、開発途上国政府に対する支援として、JICA との連携により、途上国向けの公害対策セミナーを開催するなど地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、制度構築に向けたソフト面の支援を実施した。

**(2) 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充(課題 6-2)**

京都議定書が発効していない状況下、一部を除いて日本企業の京都メカニズム案件への取り組みが慎重であったこと等から、日本企業が参加する CDM・JI 案件への承諾実績はなかった。一方、日本の温暖化ガス削減目標の達成に向けて、我が国の多数の民間企業等とともに日本温暖化ガス削減基金への出資を行った。

京都メカニズム活用のほかに、代替交通機関としての地下鉄車両の輸出向け融資や、環境負荷が小さい天然ガスの利用促進を図るため、日本企業が実施する LNG 製造・販売・輸送事業、天然ガス焚きコンバインドサイクル発電事業等への支援を行った。

**(3) 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化(課題 6-3)**

SARS 発生を踏まえた公衆衛生事業を実施した他、港湾、灌漑などの円借款事業の一部に HIV/エイズやマラリア感染予防対策を含める取り組みを行った。また、日本の地方公共団体との連携による上水道事業における節水・漏水対策、国際機関との人口問題に関する共同評価等、感染症、水資源、人口問題等への対応を強化した。

**(4) 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO等の関係機関との知的連携の強化(課題 6-4)**

京都メカニズムに関するセミナー等を国際機関等と共催し、国際的な場での情報発信を行ったほか、国際排出量取引協会(IETA)との業務協力協定を締結するなど、優れた知見・ノウハウを有する内外の関係機関との知的連携を強化した。

**事業環境等を踏まえた自律的な業務運営 .....****(1) 京都議定書発効の可能性を踏まえた対応**

業務戦略期間中、京都議定書の発効の見通しは不透明な状況にあったが、その発効の可能性を踏まえつつ、温暖化対策に知見・技術を有する内外の機関との連携強化や世銀炭素基金を通じた CDM 等に関する知見獲得を行うとともに、政府・民間企業等と協議を行い、日本温暖化ガス削減基金を設立した。日本温暖化ガス削減基金への出資承諾(2004年12月)は、我が国による京都メカニズム案件への先駆的な取り組みとして、時宜にかなった対応と言える。また、京都メカニズム担当審議役を設置するなど行内体制の強化に取り組んだ。

**(2) 国際社会の動向を踏まえた対応**

本行は、対応が急務な地球温暖化対策への取り組みを強化するとともに、感染症、水資源、人口等国際社会において重要性が高まったその他の地球規模問題にも焦点をあて業務運営を行った。

(注)平成16年3月に行った業務戦略への補足において、円借款業務について、ODA大綱に沿った業務を実施する旨明記した。また、「平成14年度年間事業評価書」、「平成15年度年間事業評価書」において、京都議定書の発効の見通し

を踏まえた具体的な案件への取り組み強化、平和構築、水問題への取り組みの必要性等を指摘した。また、「平成 16 年度年間事業計画」において、CDM、J1案件への積極的な取り組み、水問題への取り組みを反映させた。

## 4. 業務戦略の妥当性と今後の方向性

### (1) 業務戦略の妥当性

上記2. のとおり、業務戦略実施期間を通じて、地球温暖化問題は引き続き対応が急務な全人類の課題としてその重要性は益々高まってきており、現行業務戦略は概ね妥当な内容と考えられるが、平和構築、防災など、新たに対応すべきと考えられる事象が生じている。業務戦略の見直しへ向けた、今後の方向性の検討にあたっては、地球温暖化対策に関し、2005 年 2 月の京都議定書の発効により、京都メカニズム案件への積極的な対応が求められること、HIV/エイズに加え SARS 等の感染症、水資源問題など地球規模問題は益々多様化・深刻化していること、地域・国内紛争、テロの深刻化を受け、平和構築が国際社会共通の新たな開発課題となっていること、甚大な被害をもたらした 2004 年 12 月のスマトラ沖大地震・インド洋津波への対応に国際社会が取り組み、日本もイニシアティブをとっていること等について、特に留意する必要がある。また、上記3. の業務戦略への取り組み状況等の評価結果についても留意すべきである。

### (2) 今後の方向性

今後の業務戦略の方向性として、以下が考えられる。

#### 地球温暖化問題への対応の拡充

2005 年 2 月の京都議定書の発効を踏まえ、本行としても日本政府・民間企業等との役割分担に留意しつつ、連携を強化し、京都メカニズム活用案件への支援を拡充していく必要があると考えられる。また、我が国が有する省エネ・環境対策、代替エネルギー等に関する優れた技術・ノウハウも活用しつつ、京都メカニズム活用以外の温室効果ガスの排出量削減・吸収につながる案件への支援についても引き続き行っていく必要があると考えられる。これらは、地球温暖化対策への貢献のみならず、開発途上国でのエネルギーの有効利用・消費節減の観点からも重要である。

#### その他の地球規模問題への対応の強化

国際社会全体の持続可能な開発・発展に影響を及ぼす環境汚染、水資源、感染症、人口等、その他の地球規模問題についても、対応を強化して行く必要があると考えられる。また、我が国に直接影響を与える酸性雨問題の軽減に資する支援も引き続き行っていく必要があると考えられる。

#### 平和構築への貢献

新たな開発課題と捉えられ、ODA 大綱の重点課題の一つに盛り込まれた平和構築について、本行としても、紛争周辺国への支援も視野に入れ、紛争予防・再発防止から復興支援・平和の定着に向けた対応を適切に行っていく必要があると考えられる。

#### 災害への対応

2004 年 12 月のスマトラ沖大地震およびインド洋津波災害、2005 年 1 月の国連防災会議にて小泉総理より発表された「防災協力イニシアティブ」等を踏まえ、本行としても、緊急支援(復旧)だけでなく、中長期的な復興・再開発や災害防止・予防といった支援を行っていく必要があると考えられる。

(参考) 事業分野: 開発途上国の地球規模問題への対応支援  
 ~ 課題毎の指標推移 / 実績例 / 年間事業評価結果 ~

(課題6-1) 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
地球温暖化対策としての二酸化炭素(CO2)の排出量削減・吸収につながる事業に対する支援	温室効果ガス排出抑制に資する案件に対する出融資保証承諾案件数 (森林保全・植林事業を含む)	25	8	14	26	18
	上記支援対象案件により削減される温室効果ガス排出量(計画値) <b>モニタリング指標</b>	30.2百万ト	1.1百万ト	0.9百万ト	n.a.(注1)	
我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件に対する支援	我が国のクリーン・テクノロジーが導入された本行出融資保証承諾案件数	18	11	10	4	11
開発途上国における地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、および制度の構築に対する支援	地球温暖化・酸性雨対策への意識と対応能力の向上、制度構築のためのセミナーの実施件数	1	1	2	10	6

【本課題に対応する実績の例】

本業務戦略の対象期間

- ◆ 二酸化炭素削減・吸収につながる事業への支援例として、我が国 ODA 初のクリーン開発メカニズム(CDM)プロジェクト認定を目指し今後のモデルケースと期待される、エジプトにおける風力発電事業、中国における森林保全を目的とした植林植草事業等
- ◆ 地球環境問題への意識・対応能力向上支援の例として、開発途上国の関係者に対する「環境改善・公害対策融資セミナー」を JICA との連携により開催

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: A      2003 年度: A

(注1)CO2 排出量の具体的な数値の算定は、CDM/JI 関連案件以外は系統的に把握していないことから n.a.としている。CDM 関連では2003年度承諾円借款案件であるエジプト「ザファラーナ風力発電事業」については、年間 22.7 万 t の CO2 削減に資するとして CDM の適用を目指している。

(課題6-2) 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
日本企業の排出権獲得に資する地球温暖化対策への支援の拡充	-					

【本課題に対応する実績の例】

本業務戦略の対象期間

- ◆ 日本企業および本行が出資している世銀炭素基金を通じた CDM/JIプロジェクト参画、CDM/JI関連ノウハウの日本企業への提供
- ◆ 日本温暖化ガス削減基金および日本カーボンファイナンス株式会社への出資を通じ、京都メカニズムに基づく今後のクリーン開発メカニズム(CDM)・共同実施(JI)プロジェクトへの投資による日本企業の排出権獲得を支援
- ◆ 温室効果ガス削減プロジェクトの実施促進と日本企業の排出権獲得への支援の例として、JIにおける協力に関するブルガリア政府との合意、CDMにおける協力に関するメキシコやチリの政府機関等との業務協力協定締結、貧困削減や地方開発に資する温暖化対策事業にかかる情報交換等に関する世界銀行との業務協力協定締結

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: B      2003 年度: A

(課題6-3) 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応強化

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
感染症・人口問題への支援	感染症・人口問題に対応する円借款対象案件数	2	2	-	13	62 (注)
本行としての支援のあり方を定めるための、地球規模問題に関する国際的枠組み(国際会議・フォーラム等)への参加を通じた積極的な情報・意見交換の推進	-	/				

【本課題に対応する実績の例】

本業務戦略の対象期間

- ◆ 感染症への支援例として、SARS 発生を踏まえて実施した中国における公衆衛生基盤整備支援、円借款等の建設契約書への HIV/エイズ予防条項導入および同条項に基づくタイ - ラオス間橋梁案件での予防活動実施等
- ◆ 新 ODA 大綱の重点課題とされた平和構築への対応例として、日本のイラク復興支援策の一環としての UNDP との共同による「イラク電力マスタープラン策定事前調査」の実施、過去の内戦で開発が遅れた地域を対象に含むスリランカの小規模インフラ整備・小企業育成・環境対策支援各事業への支援、フィリピンミンダナオ島に対する基礎社会サービス支援等

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: B      2003 年度: A

(注) 地球規模問題としての水資源問題の認識の高まりを受け、2004 年度より指標対象分野に水資源分野を加えることとしている。

(課題6-4) 地球環境問題に関する技術・知見・ノウハウを有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業 NGO 等の関係機関との知的連携の強化

取り組み例	指標	2000	2001	2002	2003	2004 (計画値)
関係機関との意見・情報交換を通じた地球規模問題への対処に必要な知見獲得・情報収集の積極化	-	/				

【本課題に対応する実績の例】

本業務戦略の対象期間

- ◆ 世銀炭素基金への出資を通じた CDM 案件形成等に関する知見の獲得
- ◆ 国際排出量取引協会(IETA: 温室効果ガス市場の開発促進のため統一の見解の促進、情報提供等を行う民間団体)との業務協力協定を締結すると共に、同協会とフィリピンで東南アジア温暖化ガス削減フォーラムを開催
- ◆ 環境や持続可能な発展と調和的な金融のあり方に関する官民の先駆的経験やノウハウを獲得・共有すべく、「環境と持続可能な発展に関する金融声明」署名により国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP - FI)へ参画
- ◆ フィリピンにおいて、我が国大学の研究者の参加も得て森林セクタードナー会議を主催

【各年の評価結果】

- ◆ 2002 年度: A      2003 年度: A

A・・・適切な取り組みがなされている。 B・・・概ね適切な取り組みがなされている。 C・・・取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。  
-・・・外部環境の変化等により評価不能。